

令和6年第3回美祢市議会定例会会議録（その5）

令和6年10月10日（木曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	寺埜真輔		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
地方創生監	佃侑祐	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	早田忍
病院事業局管理部長	安村芳武	総務企画部次長	古屋敦子
総務企画部次長	落合浩志	市民福祉部次長	佐々木靖司
建設農林部次長	中村壽志	消防次長	配川勝行
病院事業局管理部次長	古屋壮之	総務企画部行政経営課長	新家健司

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第71号 令和5年度美祢市水道事業会計決算の認定について

- 日程第3 議案第72号 令和5年度美祢市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第73号 令和5年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第74号 令和5年度美祢市観光事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第79号 美祢市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第81号 美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第82号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第83号 美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例及び美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第84号 美祢市秋吉台リフレッシュパークの管理に関する条例及び美祢市秋吉台家族旅行村の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第85号 美祢市病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第77号 令和6年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第78号 令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 会期の延長について
- 日程第15 報告第10号 放棄した債権の報告について
- 日程第16 報告第11号 令和5年度美祢市一般会計継続費精算報告について
- 日程第17 報告第12号 令和5年度の決算に係る健全化判断比率について
- 日程第18 報告第13号 公営企業の令和5年度の決算に係る資金不足比率について
- 日程第19 議案第89号 令和5年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第20 議案第90号 令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第21 議案第91号 令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第92号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定につ

いて

日程第23 議案第93号 令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の
認定について

日程第24 議案第94号 令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）

日程第25 議員提出決議案第1号 強い責任感を持ち、誠実に職務を行うことを求める要望
決議について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日配付しているものは、議事日程表（第5号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、藤井敏通議員、戎屋昭彦議員を指名します。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、Mine秋吉台ジオパークのユネスコ世界ジオパーク国内推薦審査の結果について御報告いたします。

昨日、日本ジオパーク委員会が開催され、Mine秋吉台ジオパークのユネスコ世界ジオパーク国内推薦が決定いたしました。

審査結果の速報版では、Mine秋吉台ジオパークには、将来に残していくべき資産——地質遺産があり、その国際的価値が分かりやすく紹介されているとの評価をいただいております。

Mine秋吉台ジオパークは、本年4月に、日本ジオパーク委員会に国内推薦の審査申請書を提出し、5月の公開プレゼンテーションの結果、現地調査の実施が決定しました。

7月末には、3名の委員に本市にお越しいただき、現地調査が行われたところであり、現地調査では、秋吉台・秋芳洞をはじめとするジオサイト等でのジオツアー体験や博物館施設を視察していただきました。

また、日頃からジオパーク活動を行っている地域の方々と調査員との意見交換も行われ、市民のジオパークに対する期待と情熱が伝わったものと考えております。

今後につきましては、来月末までにユネスコに申請書を提出し、来年夏頃、現地審査を受ける予定となっており、その後、審査結果が公表されることとなります。

このたびの国内推薦決定は、市民の皆様をはじめ市議会、山口県、関係機関の皆様の御支援、御協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

ジオパークの活動は、自然遺産、文化遺産など地域資源の価値を知り、保全しながらそれらを活用していく活動であるとともに、地域の子どもたちに郷土愛の醸成を図り、地域の振興につなげていく重要な活動であります。

また、市民の皆様が世界とつながり、環境による地質地形の違いやそこで生活する人々の文化の違いなど、世界の多様性を知ることができる活動であるとも言えます。

引き続き、ユネスコ世界ジオパーク認定を目指し、市民、企業、研究機関など関係機関との連携を進め、ジオパークの活動を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第2、議案第71号から日程第13、議案第78号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 山中佳子君 登壇〕

○総務企業委員長（山中佳子君） ただいまより、去る9月30日、10月2日及び本日開催しました総務企業委員会の委員長報告を行います。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託された議案11件について、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第71号、議案第72号、議案第74号については、全員異議なく全会一致で認定、議案第73号については、賛成多数で原案のとおり認定しました。

議案第79号、議案第81号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第78号については、全員異議なく全会一致で可決しました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて報告します。

議案第73号令和5年度美祢市病院等事業会計決算の認定について報告します。

委員より、令和5年度の認定について、2億5,000万円という大きな赤字金額が

出されたということに対して反対するとの反対意見がありましたが、賛成多数により認定されています。

次に、議案第86号美祢市秋芳総合支所外建設工事の請負契約の一部を変更することについて報告します。

執行部より、令和6年8月9日付で、工期の延長変更が請求され、併せて工期延長に係る諸経費について適当と認める経費を追加するという説明がありました。この説明に対して、委員より様々な質疑が出された後、資料請求がありました。

今期定例会は会期延長が予定されていることもあり、本議案については、引き続き審査することとなりました。

また、その他の議案についても質疑等ありましたが、ここでは割愛します。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ていますので、申し添えます。

〔総務企業委員長 山中佳子君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 山中佳子君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 末永義美君 登壇〕

○教育民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る10月1日に開催しました教育民生委員会の委員長報告をします。

まず、議案の審査結果から報告します。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案2件につきまして、委員全員出席のもと慎重に審査したところ、議案第77号、議案第82号ともに全会一致で可決しました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて報告をいたします。

議案第77号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、国県への返還金がなぜ昨年の約2倍になっているのかとの質疑に対し、執行部より、事業費の見込額によって概算の交付額が決まりますので、実際の歳出実績が減少したためですと答弁がありました。

次に、議案第82号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

委員より、国民健康保険証をマイナンバーカードに登録された方はどれぐらいいるのかとの質疑に対し、執行部より、美祢市国民健康保険の被保険者数は4,442名で、マイナンバーカード保険証の登録人数は3,014名であり、登録率は67.9%となっていますとの答弁がありました。

この議案の審査過程においては、そのほか委員より質疑等がなされましたが、内容につきましては割愛いたします。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の審査を——調査を行うことを議長に申出ていますので、ここに申し添えます。

〔教育民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま総務企業委員長、教育民生委員長からの申出のとおり、委員会の所管事項について、閉会中も調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項については、閉会中も調査することに決しました。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第71号令和5年度美祢市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であり

ます。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第72号令和5年度美祢市下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第73号令和5年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。杉山議員。

○9番（杉山武志君） 私はこの令和5年度美祢市病院等事業会計決算の認定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

令和5年度決算におきまして、関連事業全体で2億4,900万円の純損失、赤字が出ております。損失原因及び改善計画の詳細が明確でないことから認定できるものではないと判断し、反対させていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） ありませんか。ないなら、なしと言ってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） はい、結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案

のとおり認定されました。

日程第5、議案第74号令和5年度美祢市観光事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第79号美祢市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第81号美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第82号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第83号美祢市特別天然記念物秋芳洞観覧料徴収条例及び美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） この議案について、意見を述べさせていただきます。

この3洞の入洞料の値上げ案なんですけど、この昨今、値上げについては本当に仕方がないかと思いますが、その値上げに見合った価値感のある内容にするべきだと思います。

普通、修学旅行では来たけど、30年ぶりに来たとかいったような感じの声を聞きますが、それではなくて度々訪れていただく、再度訪れていただくような魅力ある内容にするべきだと思います。

そして、閑散期では、入洞料を変えるということなんですけど、年間通じて同じ入洞料でよいかと思います。冬には冬で、魅力あるものが何か考えて提案できるのではないかと思います。

そういった面で、年間同じにして、魅力ある3洞にしていくべきだと意見を述べます。賛成意見です。

○議長（荒山光広君） 賛成意見ですか。（発言する者あり）はい。一部、既設料金について異議があるということだったんですけども、賛成でいいんですか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） そういった内容含めてますから、反対になりますね。どうなんでしょうか。

○議長（荒山光広君） はっきりお願いします。

○12番（三好睦子君） すみません。

○議長（荒山光広君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 賛成します。しかし、その内容をしっかりと吟味して魅力ある、リピーターを増やすとか、美祢市に来ていただきたいとか、先ほど市長からも報告がありましたけど、ジオパーク——世界ユネスコジオパークを目指すと、それであれば、なおさら皆さん——みんなが、関係職員さんではなくて、市民のみんなが美祢市を盛り上げていくと、そういうためにも、ただ、値上げしたっていうのではなくて、その内容をしっかりとやっていくべきだと、その中に、年間の入洞料を変えるのではないよと言いたいのです。

以上です。

○議長（荒山光広君） 趣旨はよく分かりますけど、本議案に——の内容で、既設料金が設定されてますけども、その点で異議があるのであれば、賛成というのはちょっとふさわしくないんじゃないかと思えますけども、どうでしょうか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） それでは、議長のアドバイスいただきましたので、反対意見といたします。

○議長（荒山光広君） アドバイスということではなくて、御自分の意思で表明していただきたいと思えます。じゃあ反対ということによろしいですね。

その他、御意見ありませんか。杉山議員。

○9番（杉山武志君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ただいまの三好議員の発言の中で、単に値上げというお言葉がありましたが、誤解を招いてはいけないと思い、賛成の意見を述べるものであります。

繁忙期、閑散期、喚起をつける価格ということですね、今回議案として出されておりますので、大変よいことだと考え、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） はい、結構です。挙手多数であります。よって、本案は原案

のとおり可決されました。

日程第10、議案第84号美祢市秋吉台リフレッシュパークの管理に関する条例及び美祢市秋吉台家族旅行村の管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第85号美祢市病院等事業の設置等に関する条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第78号令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）の討論

を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

この間に会派代表者会議、議会運営委員会、議員全員協議会の開催をお願いします。

午前10時27分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日送付しているものは、執行部から、報告第10号から報告第13号までの4件並びに議案第89号から議案第94号までの6件、計10件、監査委員から、美祢市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに美祢市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の2件です。

ただいま配付したものは、事務局から議事日程表（第5号の2）、議案付託表、会議予定表（その3）及び議員提出決議案（第1号）の計4件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りします。日程第14から日程第20号までを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14から日程第20号までを日程に追加することに決しました。

日程第14、会期の延長についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10月24日までの14日間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、14日間延長することに決しました。

日程第15、報告第10号から日程第24、議案第94号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和6年第3回美祢市議会定例会に追加提出いたしました報告4件、議案6件について御説明を申し上げます。

報告第10号は、放棄した債権の報告についてであります。

これは、美祢市一般会計において、美祢市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき市の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第11号は、令和5年度美祢市一般会計継続費精算報告についてであります。

これは、美祢市一般会計の継続費において、新本庁舎建設工事ほか3件の事業について、令和5年度をもって継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第12号は、令和5年度の決算に係る健全化判断比率についてであります。

これは、令和5年度の決算に基づき算定いたしました健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全ての会計において黒字を計上していることから、赤字比率は生じておりません。

続いて、資金繰りの程度を表す実質公債費比率については、前年度から0.3ポイント上昇し8.4%となりましたが、早期健全化基準である25%を下回っております。

続いて、将来へ負担を転嫁し、財政運営が圧迫する可能性の程度を表す将来負担比率については、前年度から59.4ポイント上昇し103.8%となりましたが、早期健

全化基準である350%を下回っております。

報告第13号は、公営企業の令和5年度の決算に係る資金不足比率についてであります。

これは、令和5年度の決算に基づき算定いたしました資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の比率を表すものですが、美祢市水道事業会計ほか全ての公営企業会計において、資金不足は発生しておりません。

議案第89号から議案第93号までは、一般会計及び特別会計決算の認定に関する議案であります。

議案第89号は、令和5年度美祢市一般会計決算、議案第90号は、令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算、議案第91号は、令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計決算、議案第92号は、令和5年度美祢市介護保険事業特別会計決算、議案第93号は、令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算、以上5件について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し、認定を求めるものであります。

議案第94号は、令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、美祢市観光協会が実施する秋吉台エリアの再生に伴う宿泊施設誘致支援事業に関し、債務負担行為の期間及び限度額を設定するものであります。期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、限度額は4億円とするものであります。

以上、提出いたしました報告4件、議案6件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第15、報告第10号放棄した債権の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第10号を終わります。

日程第16、報告第11号令和5年度美祢市一般会計継続費精算報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第11号を終わります。

日程第17、報告第12号令和5年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第12号を終わります。

日程第18、報告第13号公営企業の令和5年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第13号を終わります。

○議長（荒山光広君） 日程第19、議案第89号令和5年度美祢市一般会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、所管の委員会へ付託します。

日程第20、議案第90号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、所管の委員会へ付託します。

日程第21、議案第91号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、所管の委員会へ付託します。

日程第22、議案第92号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、所管の委員会へ付託します。

日程第23、議案第93号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、所管の委員会へ付託します。

日程第24、議案第94号令和6年度美祢市観光事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、所管の委員会へ付託します。

日程第25、議員提出決議案第1号強い責任感を持ち、誠実に職務を行うことを求める要望決議を議題とします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

○11番（岡山 隆君） それでは、議員提出決議案第1号強い責任感を持ち、誠実に職務を行うことを求める要望決議についての提案説明を行います。

これは、本日提出するものであり、賛成者は、山中佳子議員、末永義美議員、戎屋昭彦議員であります。

それでは、決議案を読み上げまして、提案説明に代えます。

美祢市職員服務規程第2条には、職員は、住民の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益のために、公正にして、かつ能率的な服務遂行に専念するとともに、その職務の遂行に当たっては、自己の本分を守り、上司の職務上の指示、命令に従い、法令その他諸規定を遵守し、誠実にその職務を行う——行わなければならないとあり、公務員は住民の奉仕者としての強い責任感を持ち、誠実に職務を遂行しなければならない。

昨年、本市において、個人市民税の賦課漏れなど不適切な事務処理が頻発したことを受け、市議会では、令和5年第2回定例会において、市税等の賦課・徴収に関する要望決議を決議したところである。

しかしながら、今年度に入り、固定資産税・都市計画税1期の督促に関わる指定納付期限が誤っていたことや美祢市有線テレビ使用料3期の口座振替が一部金融機関で行えなかったこと、さらには、議会の決議を経ずに財産を取得していることが判明するなど、立て続けにミスが発生している。これは、法令に対する認識不足や電算処理の入力誤り、人事異動に伴う引継ぎが十分で——できていないこと、職員間での情報共有がなされていないことによるものであり、組織によるチェック体制のなさを露呈し、市民の行政に対する信頼を失墜させたものである。

市長におかれては、今一度服務規程を遵守し、業務の見える化を図るとともに、行政自らがリスク管理を行い、内部統制の構築に向けた対策を講じるなど、全力を挙げて再発防止及び市民の市政に対する信頼の回復に努めることを強く要望する。

以上、決議する。

令和6年10月10日

美祢市長 篠田洋司様

美祢市議会議長 荒山光広

としています。

以上、提案理由の説明とします。

議員の皆様のお賛同を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） ただいま、提案理由の説明を朗読していただきましたけども、ちょっと修正をしたいと思います。

上から6行目ですけども、個人市民税と言われましたけど、個人市県民税でございます。

それから、その下7行目ですけども、市税等の賦課徴収に関する要望決議を決議と読まれましたが、これは可決したところであるということでございます。

それから、11行目ですけども、議会の決議を得てというところでございますが、議会の議決を得てということですので修正、委員長、よろしいですか。

○11番（岡山 隆君） はい。

○議長（荒山光広君） じゃあ、そのように修正いたします。

提案理由の説明が終わりました。これより、議員提出議案——決議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） お諮りします。ただいま議題となっている議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出決議案第1号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。これにて散会します。お疲れさまでした。

午後1時50分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月10日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃